

令和2年（行ツ）第28号

令和2年10月21日

最高裁判所大法廷 御中

口頭弁論要旨（当日）

原審原告 鶴本 圭子

原告の鶴本でございます。

裁判官の仕事は、憲法や法を解釈し、政治がそれらの中で行われることを保障することです。これは、アメリカ連邦最高裁判所のロバーツ長官の言葉です。

3倍の投票価値の不平等があった本件選挙は違憲であるとの判決を求めています。

なぜなら、“1票の価値が不平等な選挙”は、国民の基本的権利は差別してはならないという、憲法の絶対的な理念に反するからです（平等論）。

さらには、“1票の価値が不平等な選挙”では、「国民の多数意見が何かを明らかにする」という、選挙本来の目的を果たせないからです（統治論）。

憲法の要請は“平等”であって、“2倍未満”でも“3倍未満”でもありません。

本件選挙を合憲とする理由を、地方利益の為であるとする国の主張に求めることはできません。なぜなら、この主張は全く事実反するからです。地方である宮城県選挙区では、すでに平成27年改正で、投票価値は0.51票から0.34票に悪化しており、190万人の宮城県の有権者は、前回選挙、本件選挙ともに、選挙権を0.34票分に差別されておりました。新潟も0.34票です。

また、合憲の理由を、将来の「国会の努力」に依拠することもできません。なぜなら、本件裁判は、選挙制度改革の進捗状況を審議する場ではないからです。

先月亡くなられたギンズバーグアメリカ連邦最高裁判事は、議会では賛成・反対を投票するだけでよいが、裁判官は理由（意見）を示すことが求められると述べられています（日本裁判所法 11 条参照）。そして、同判事は、判決意見の作成にあたって、同僚判事を説得して賛成票を得ることに力を注ぐと話されています。私は、本法廷の裁判官の皆様、特に、今回が参院選挙裁判の最後の判断となる裁判官におかれましては、そのような説得に力を注がれることを強く希望いたします。また、もし同僚の説得に失敗しても、反対意見を示し、未来の裁判官を説得されることを希望いたします。過去の反対意見が、未来の法となり得ます。

最後になりますが、ギンズバーグ判事は、学生からの質問に対し、100 年後、「『**持てる能力を最大限に使い、正しい仕事をした**』**判事**であったと記憶されたい」と返答されました。

裁判官お一人お一人が、また、私たち原告が、明日の日本を、よりよい、より正しい、またより平等な国にできる、国家権力を有しています。

以上